

令和 8 年第 6 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 8 年 6 月 24 日（水） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 305

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、8 白根菊枝、9 砂川富夫
農地利用最適 化推進委員	1 秋山重樹、2 坂巻達也、3 須田眞通、4 住谷行雄、5 竹内行雄、6 野本明男、7 早川隆、8 本木悟
【欠席委員】	7 渋谷安弘、10 原島貞夫
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 8 年第 6 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 10 名のうち 8 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、青木委員にお願いします。
青木委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 5 番の小峯委員と、6 番の植野委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」、事務局から説明をお願いします。

事務局	それでは、説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和8年6月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。被相続人が死亡したことにより、相続人が対象地を相続することとなりました。 今後、生産緑地の解除を行うには、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することを農業委員会として求められております。そして、その旨を証明する証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。今回の被相続人は亡くなっておりますので、農地を経営することが困難なことは、明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが重要となっております。 今回は事務局で相続人に対し、電話にて聞き取り調査を行いました。被相続人は、79歳で亡くなったようですが、令和6年冬頃まで露地野菜を栽培していたとのこと。令和7年以降は、体調がすぐれないことが多く、休耕地となっていたようです。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
荒井委員	6月17日に現地調査を行いました。申請地は概ね適正に管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案について、承認とのでよろしいですか。
委員	異議なし
議長	異議なしとので、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局	今月の農地法第 5 条の許可申請は、1 件です。農地法第 5 条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。 それでは、説明させていただきます。譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。 申請地は、令和 7 年 12 月 26 日に農用地区域からの除外が完了となっております。 農地区分は、第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。 建築面積は 113.87 m²で、排水計画は合併浄化槽設置し、排水管を新設します。排水管は隣地の 3833-1 の畑の地表から 80 cm 掘って新設し、市道第 3182 号をとおり、道路側溝へ放流する計画となっております。 隣地との境界には、コンクリートブロックの内積みする計画になっております。 また、申請地には 1 台分の車庫と 2 台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が 2 台、来客用が 1 台となっております。 転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。 なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
荒井委員	6 月 17 日に現地調査を行いました。 申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 2 号件についてですが、何か質問等ありますか。 無いようですので、お諮りいたします。

	第2号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農用地利用集積等促進計画（案）について」ですが、議案について、関係する委員がおりますので審議に入る前に、一度ご退出をお願いいたします。（白根委員及び小峯委員）【白根委員、小峯委員退出】 それでは、事務局から説明をお願いします。 について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは第3号議案について説明いたします。出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入る貸し借りとなります。そのため、例え受け手側の状況が変化し、農地の返還が行われたとしても、最長1年間は農地中間管理機構が土地を管理し、その間に次の受け手を探してくれる点が大きな違いとなっています。 1人目の借受人についてですが、桶川市の認定農業者であり、事務局で調べたところ、所有地等はすべて適正に管理されている状況でした。機械の保有状況、年間従事日数からも問題がないと考えられます。 次に2人目の法人の借受人についてですが、他市の認定農業者で、過去に基盤強化法を利用した、借受の実績があります。これらの農地も適切に管理していることから、問題がないと思われます。 次に3人目の法人の借受人ですが、桶川市の認定農業者であり、農地所有適格者法人となっています。これまでも農地の借受をしており、これらの農地の管理も問題がない状況です。 事務局からは以上となります。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
荒井委員	それでは報告させていただきます。 6月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、おおむね問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。

議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 2 号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。それでは、白根委員及び、小峯委員に戻るよう伝えてください。 続きまして、次第の 5「報告事項」を事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出及び、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第 4 条の届出が 1 件、転用目的は、駐車場敷地となっております。 続きまして、農地法第 5 条の届出が 4 件となっております。転用目的は、ご覧の通りで、住宅敷地が 2 件と共同住宅が 1 件、位置指定道路が 1 件となっております。なお、令和 8 年 6 月 19 日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、次第 6「その他事項」を事務局からお願いします。
事務局	「桶川農業振興地域整備計画の変更について」ですが、今月は説明のみとさせていただきます。7 月に現地調査を実施の上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。 それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。 【資料に基づき概要を説明】 以上 15 件が、5 月に受付けた除外申出になります。事務局からの説明は以上です。
議長	只今の説明を受けて、質問や確認したい事項はございますか。
農業委員	今回除外申出の件数が多いが、桶川北本 IC 周辺開発によって、それ以外の除外案件も遅れていくという認識で良いか。

事務局	除外については市の行政計画の変更になるので、案件自体は多くても、全ての案件が一つの内容として計画の変更をかけるため、特定の案件で遅れが出ると総じて他の案件も進まなくなってしまう。
農業委員	倉田の件についてですが、幅員の大きな道路が伊奈町から伸びているが、今後その道路が延伸して桶川市と繋がる予定はあるのか
事務局	現時点では、そのような計画は聞いておりません。
農業委員	今後も桶川北本 IC 周辺開発によって事業計画地から移転者が出てくるのか。
事務局	今後も移転者が出る場合があります。
農業委員	本来、除外して移転者が出る場合、除外した地域の中に換地してもらうものなのか
事務局	本来は、除外されるエリアの中で換地してもらうのが基本になります。近隣地に市街化区域ができるので、その区域での移転の検討は必須となります。
推進委員	石川川沿いのアクセス道路について、石川川に向かって暗渠排水管がかなりシビアに入り組んでいるため、事業者適切に整備するよう伝えて欲しい。
事務局	事業者に伝えます。
農業委員	浸透管は畑の下を通過して、再び石川川に流れていくのか
事務局	図面を入手できていないので、届き次第確認し、報告いたします。
議長	他に質問はありますか。無いようですので、事務局の報告を続けてください。
事務局	生産緑地地区の買取りの斡旋について 【資料に基づき概要を説明】

議長	只今の説明を受けて、質問や確認したい事項はございますか。 (質問)
議長	無いようですので、事務局の報告を続けてください。
事務局	地域計画のブラッシュアップについて 【資料に基づき概要を説明】
議長	只今の説明を受けて、質問や確認したい事項はございますか。 (質問)
議長	無いようですので、事務局の報告を続けてください。
事務局長	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和 8 年 7 月 17 日（金）の午前 9 時から、第 2 班が行いますので、市役所 3 階の会議室 305 にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和 8 年 7 月 24 日（金）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。
青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 1 5 時 3 7 分